

当院からのご案内

◆当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方(支)局に届出を行っています

■ コンタクトレンズ検査料 1

当院では厚生労働省が定める経験を有した医師が、「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に適合している旨、届出を行い下記の点数を算定しております。

1.初診料：291 点 2.再診料：75 点 3.コンタクトレンズ検査料 1：200 点

■ 明細書発行体制加算

全ての患者様に明細書を無料で発行しています。必要のない場合にはお申し出ください。

東濃眼科
院長 宮崎 洋次